

# 軽自動車税(種別割)を口座振替により納付されている方へ

## 今年度以降の納税証明書(継続検査用)の送付を一部廃止します

軽自動車(3輪・4輪)に係る軽自動車税(種別割)の納税情報が、軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)<sup>ジェンクス</sup>※により軽自動車検査協会<sup>ジェンクス</sup>で電子的に確認できるようになり、紙面の納税証明書が原則不要になりました。それに伴い、**今年度(令和6年度)から納税証明書は送付しません。**

ただし、2輪の小型自動車については軽JNKSの対象外となるため、引き続き納税証明書を送付いたします。

軽自動車の種類	今年度以降の納税証明書の送付
軽自動車(3輪・4輪)	廃止
2輪の小型自動車	6月中旬に発送

※軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)については、  
下記URL又は右の2次元バーコードよりご覧ください。

<https://www.lta.go.jp/jidousya/>



●問合せ 税務課 内線250・350

## 軽自動車税(種別割)の納期限は5月31日です

### ◎軽自動車税(種別割)とは

毎年4月1日(賦課期日)現在、町内で原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車及び2輪の小型自動車(これらを軽自動車等といいます)などを所有または使用している方に課税され、5月31日(金曜日)まで納めてください。軽自動車税(種別割)は、自動車税(種別割)とは異なり月割課税制度はありません。これらの軽自動車等を取得、廃車、名義変更したときは届出が必要です。届出をしない場合、名義人に軽自動車税(種別割)がいつまでも課税されます。

### ◎減免制度について

身体障害者手帳等の交付を受けている方は、その障害の程度により軽自動車税(種別割)の減免を受けることができます。ただし、普通自動車税(種別割)の減免を受けられる方と福祉タクシー利用券を交付されている方は軽自動車税(種別割)の減免を受けられません。納期限の7日前(5月24日(金曜日))までに申請してください。一年毎の申請になり、期限を過ぎると減免は受けられません。また、申請前に軽自動車税(種別割)を納付してしまうと減免制度を受けられません。必ず先に減免の申請を行ってください。

【問合せ】 税務課 内線250・350

## 自動車税(種別割)の納付をお忘れなく

5月31日(金曜日)は、自動車税種別割の納期限です。4月1日現在で自動車をお持ちの方に対し、4月30日(火曜日)に県税事務所から納税通知書を発送しましたので、お近くの県税事務所、金融機関、コンビニエンスストア等で納付してください(納付場所は、納税通知書の裏面を御確認ください)。

また、パソコンやスマートフォンなどを利用して、クレジットカード(決済手数料がかかります)やインターネットバンキング、スマートフォン決済アプリでも納付できます。

なお、名義変更や廃車などの手続を他の人に依頼した自動車について、納税通知書が届いた場合は、それらの手続が3月末日までに行われていないことが考えられますので、依頼先に御確認ください。

また、転居などにより納税通知書が届かないときは、管轄の県税事務所に御連絡ください。

Webページ <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/0000051633.html>

【問合せ】 知多県税事務所 課税第二課 自動車税グループ 89-8176(ダイヤルイン)